

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」 について

【定義】

○水銀使用製品産業廃棄物であるもの

水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの

1. 以下に掲げるもの

1	水銀電池		18	温度定点セル	
2	空気亜鉛電池		19	顔料	×
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)	×	20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)	
4	蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)	×	21	灯台の回転装置	
5	HID ランプ(高輝度放電ランプ)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
6	放電ランプ(蛍光灯及びHID ランプを除く)	×	23	水銀抵抗原器	
7	農薬		24	差圧式流量計	
8	気圧計		25	傾斜計	
9	湿度計		26	周波数標準機	×
10	液柱形圧力計		27	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)	×	28	握力計	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る)	×	29	医薬品	
13	真空計	×	30	水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		31	塩化第一水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	32	塩化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		33	よう化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		34	硝酸第一水銀の製剤	
			35	硝酸第二水銀の製剤	
			36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		

2. 1 に掲げる水銀使用製品を材料又は部材として用いて製造される水銀使用製品(1の×印のあるものに掲げるものを除く)

3. 1 及び2に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

○水銀含有ばいじん等であるもの

水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、環境省令で定めるもの

1. ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 1kg につき 15mg を超えて含有するもの

2. 廃酸、廃アルカリ

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1L につき 15mg を超えて含有するもの

【水銀回収が義務付けられるもの】

○水銀使用製品産業廃棄物

1	スイッチ及びリレー	11	水銀式血圧計
2	気圧計	12	灯台の回転装置
3	湿度計	13	水銀トリム・ヒール調整装置
4	液柱形圧力計	14	差圧式流量計
5	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)	15	浮ひょう形密度計
6	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る)	16	傾斜計
7	真空計	17	積算時関係
8	ガラス製温度計	18	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	19	電量計
10	水銀体温計	20	ジャイロコンパス
		21	握力計

○水銀含有ばいじん等

1. ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 1kg につき 1,000mg を超えて含有するもの

2. 廃酸、廃アルカリ

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1L につき 1,000mg を超えて含有するもの

【施行日】

・平成29年10月1日